

**石川県西部緑地公園テニスコート
指定管理者募集要項**

**石 川 県
令 和 4 年 8 月**

[目次]

1	対象施設の概要	1
2	指定管理の基本的な考え方	1
3	指定管理者の業務	2
4	指定管理者が行う管理の基準	2
5	指定の期間	2
6	応募資格	2
7	応募の方法	3
8	選定の方法	4
9	管理料	5
10	利用料金の提案	6
11	施設の利活用等に関する数値目標の提案	6
12	責任分担	7
13	質問事項の受付	7
14	現地説明会の実施	8
15	無効又は失格	8
16	協定の締結	8
17	今後のスケジュール	9
18	その他	10
19	様式	10

石川県西部緑地公園テニスコート指定管理者募集要項

石川県西部緑地公園テニスコートの指定管理者（管理運営団体）を以下により募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

石川県西部緑地公園テニスコート

(2) 所在地

石川県金沢市北塚町東196番地1

(3) 施設の沿革

平成10年3月竣工

(4) 施設の概要

・敷地面積 27,300m²

・テニスコート14面

　砂入人工芝コート 13面

　ハードコート 1面

・管理棟 1棟

　鉄筋コンクリート造平屋建 150m²

　事務室、更衣・シャワー室、ミーティングルーム、多目的便所

・駐車場 139台収容

・屋内便所・休憩舎、芝生広場

※詳細は、別紙「石川県西部緑地公園テニスコート指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(5) 施設の利用状況

①使用時間

午前6時から日没まで（4月1日から10月31日まで）

午前8時30分から日没まで（11月1日から3月31日まで）

ただし、県が特に必要と認めるときは、指定管理者と協議の上、臨時に開館時間を変更することができる。

②休業日

12月29日から12月31日及び1月1日から1月3日

ただし、県が特に必要と認めるときは、指定管理者と協議の上、臨時に休館若しくは開館することができる。

2 施設管理の基本的な考え方

(1) 石川県西部緑地公園テニスコートは、本県テニス振興の中核的拠点施設として、「競技力の向上」や「県民がテニスに親しみやすい環境づくり」をめざして整備されたものであり、設置目的を害しない範囲で適切かつ効率的な施設の管理運営を行うとともに、現サービスを維持し、より質の高いサービスの提供と積極的な利活用促進を図る

- こと。また、周辺の地域住民と良好な関係を築き、施設の円滑な運営を図ること。
- (2) 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (3) 利用者等の意見・要望を適切に管理運営に反映させ、多様なニーズに応えた平等なサービスの提供、利用促進を図ること。

3 指定管理者の業務

- (1) テニスコートを利用する者への利便の提供に関する業務
 - (2) テニスコートの利用の促進に関する業務
 - (3) テニスコートの使用の許可に関する業務
 - (4) テニスコートの使用料の徴収に関する業務
 - (5) テニスコートの施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務
 - (6) 前各号に掲げるものの外、テニスコートの管理に関し、知事が必要と認める業務
- ※なお、指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者に委託することができます。

4 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 地方自治法、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令等の関係法令並びに石川県体育施設条例、石川県体育施設管理規則、石川県個人情報保護条例及び石川県行政手続条例等の規定を遵守すること。
- (2) 利用者が快適に施設を利用できるよう施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症等のガイドラインに基づく感染拡大の防止策を講じること。
- (5) その他別紙仕様書のとおり。

※管理の基準に関する細目的事項は、指定の議決の後、協議のうえ協定で定めます。

5 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

※ 指定の期間は県議会の議決事項となります。

※ 指定管理者の責めに帰すべき理由により、引き続き指定管理者として管理することが適当でないと県が認めた場合は、指定を取り消すことがあります。

6 応募資格

- 次の資格を全て満たす法人その他の団体であること。
- (1) 石川県内に事務所を置く又は管理の開始までに置く予定のあるもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。

(5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）

第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者

イ 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事業所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当するもの

① 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

② 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等をしている者

③ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

④ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者

(7) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めること。

(8) グループの構成団体は、他のグループの構成団体となること及び単独で応募することができない。

7 応募の方法

(1) 募集要項の配付

①配付期間

令和4年8月10日（水）から10月7日（金）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）の午前9時から午後5時まで

②配付場所

石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課（行政庁舎10階）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1391

③インターネット参照

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sports/index.html>

(2) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類（持参又は郵送の場合、正本1部、副本10部（⑤⑥⑨は正本1部のみ提出）。電子メールの場合は、書類ごとにPDFファイル形式で1部）を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めことがあります。また、グループで申請する場合は、以下の④～⑫は構成団体のものを全て提出してください。

なお、申請に要する費用は、申請者の負担とします。

- ①指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- ②指定管理者事業計画書（別紙様式2）
(複数の事業計画書を提出することはできません)
- ③収支予算書（別紙様式3）
- ④役員等名簿（別紙様式4）
- ⑤定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑥法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- ⑦貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（過去3事業年度分）
- ⑧組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類（別紙様式5）
- ⑨石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
- ⑩役員の略歴を記載した書類
- ⑪主な業務を行う職員の履歴書及び資格証明書
- ⑫労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- ⑬グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類（別紙様式6）

(3) 申請書類の提出

①提出期間

令和4年9月5日（月）から10月7日（金）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後5時まで

②提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送してください。

石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課（行政庁舎10階）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1391

※ 郵送の場合、最終日の午後5時までに必着のこと。

また、電子メールの場合は、下記まで提出してください。

石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課

E-mail : i-sports@pref.ishikawa.lg.jp

※FAXによる提出はできません。

③提出部数（持参又は郵送の場合）

正本1部、副本10部（副本は正本の複写可）

④留意事項

ア 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属するものとします。但し、提出書類については、情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。

イ 提出された申請書類は返却しません。

ウ 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めません。

- エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。
オ 申請書類提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

8 選定の方法

(1) 選定の進め方

令和4年10月（予定）に開催する指定管理者選定委員会において、各委員が(3)の選定の基準に沿って評価し、その結果を基準に、総合的な評価を行ったうえで、最も適切に施設を管理できると認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

選定にあたっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請者である団体の代表者又は代理の方に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

(2) 選定委員の構成

施設の所管部局である県民文化スポーツ部の部長を委員長とし、企画調整室長、スポーツ連携担当次長、スポーツ振興課長、中小企業診断士、施設管理及びスポーツの振興に関する有識者で構成することとしています。

(3) 選定の基準

① 県民の平等な利用が確保されること（10点）

- ・テニス振興のための利用が確保されること
- ・公平な利用及びサービスの提供が確保されること

② 最少の経費で施設等の適切な維持管理を図ることができること（35点）

- ・維持管理の取組内容が適切であること
- ・安全対策の取組内容が適切であること
- ・管理料の内容が妥当であること
- ・再委託する場合の内容が適切であること
- ・省エネルギーの取組内容が妥当であること

③ 最少の経費で施設の効用の最大限に發揮できること（35点）

- ・石川県西部緑地公園テニスコートが、本県テニス振興の中核的拠点施設として、効率的・効果的に運用できる能力を有していること。
- ・競技力向上を図るための具体的手法及び期待される効果
- ・生涯スポーツ社会の実現を図るための具体的手法及び期待される効果
- ・利用者の増加を図るためサービス向上などの具体的手法及び期待される効果

④ 管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること（20点）

- ・安定的な管理を行うために必要な人員及び組織体制が確保されていること
- ・類似施設の管理実績について
- ・安定的な運営が可能となる経理的基盤について

(4) 選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、県のホームページ等で

申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。

9 管理料

次に掲げる金額の範囲内で、管理料に関する提案を求めます。

県が指定管理者に支払う管理料は、提案額を基準に、予算の範囲内で、毎年度、県と指定管理者が協議して定めるものとします。

なお、管理に係る費用が管理料を上回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

①管理料 1, 046, 000円（単年度）

②利用料金制

施設の使用に係る料金は指定管理者の収入になりますので、管理料の提案額は、管理経費総額から料金収入の見込み額を差し引いて算出してください。

なお、使用料の収入実績が見込みを下回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

料金収入の見込みと実績は次のとおり（消費税及び地方消費税を含んだ額）となっておりませんので参考としてください。

（参考）過去3年度の入場者数と使用料収入の実績

令和3年度実績 23, 790人 7, 286千円（減免額1, 321千円）

令和2年度実績 26, 363人 8, 091千円（減免額 782千円）

令和元年度実績 31, 334人 8, 486千円（減免額1, 623千円）

10 利用料金の提案

施設の使用料の提案を求めます。提案に当たっては、石川県体育施設条例で定めた金額の範囲内としてください。これを上回る提案はできません。

また、料金の変更・決定に際しては、あらかじめ県の承認が必要となります。

条例で定めた料金は次のとおりです。

使用区分	単位	金額
個人使用 (一般)	1時間	200円
	定期券(1月)	6, 800
	定期券(1年)	41, 000
	回数券(12回分)	2, 050
個人使用 (勤労青少年及び高校生以下)	1時間	100
	定期券(1月)	3, 400
	定期券(1年)	20, 500
	回数券(12回分)	1, 000
専用利用(1面)	1時間	1, 000
	午前	2, 300

	午後	3,700
	1日	5,400

11 施設の利活用等に関する数値目標の提案

施設の設置目的を十分に發揮するために、管理にあたっての目標となる施設の利活用等に関する指標とその目標値を提案してください。指標は利用者数や利用者満足度、申し込みから利用開始までの所要時間など、数値により測ることができるものとしてください。

また、管理開始前には、提案内容を基に、県において数値目標及びその達成に向けた取り組みを中期経営目標として公表することとしております。また、管理開始後は、その達成状況等を、年1回実施する管理状況評価の対象とし、インターネット等により県民向けに公表します。

12 責任分担

指定管理者と石川県との責任分担は次のとおりです。

内容	指定管理者	石川県
①施設・備品の保守点検	○	
②施設・備品の維持管理	○	
③安全衛生管理	○	
④使用料の収納	○	
⑤施設・備品の損傷 管理上の瑕疵に係るもの	○	
上記以外		協議事項
⑥利用者の損害 管理上の瑕疵に係るもの	○	
上記以外		協議事項
⑦施設・備品の小規模修繕 (施設の運営に伴う美観・機能の回復程度のもの)	○	
⑧施設・備品の大規模修繕 (資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの)		○
⑨個々の業務の委託	○	
⑩施設の法的管理 施設の使用許可、取消し	○	
施設の目的外使用許可、取消し		○
⑪法令等の変更 施設の設置基準、管理基準に係るもの		○
上記以外	○	
⑫需要の変動 利用者数、利用料金収入の減少	○	
⑬災害に伴う修繕		
⑭物価の変動 物価上昇によるもの	○	
運営に重大な影響を及ぼすもの		協議事項
⑮税制度の変更 一般的な税制変更(消費税除く)	○	

	消費税の変更		○
⑯保険の加入	火災保険		○
	その他各種保険	○	
⑰災害時の対応	連絡体制確保、利用者の安全確保、被害調査・報告、応急措置等	○	
	指揮・指示、復旧措置		○
⑱包括的な管理責任			○

13 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和4年8月10日（水）から9月12日（月）の午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（別紙様式7）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX 076-225-1388

電子メール i-sports@pref.ishikawa.lg.jp

※電話又は来訪など口頭による質問は受け付けません。

(3) 回答は、FAXまたは電子メールで行います。

14 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、事前に参加申込をしてください。事前に参加申込がない場合は、参加できません。

(1) 開催日時

令和4年9月2日（金）午後2時から1時間程度

(2) 集合場所・時間

石川県西部緑地公園テニスコート 管理棟ミーティングルーム

午後1時50分までに集合してください。

(3) 参加人数

1団体につき3名までとします。（グループで申請する場合も同様とします。）

(4) 申込方法

令和4年8月29日（月）午後5時までに、現地説明会参加申込書（別記様式8）に所要事項を記載のうえ、FAXまたは電子メールで提出してください。

石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課

FAX 076-225-1388

電子メール i-sports@pref.ishikawa.lg.jp

15 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効とすることがあります。また、指定管理者候

補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがありますので留意願います。

- (1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 選定に関する不当な要求をした場合
- (6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (7) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者として相応しくないと認められる場合
- (8) その他不正な行為があった場合

16 協定の締結

- (1) 指定の議決後、施設の管理業務の細目について県と指定管理者の間で協定を締結します。
- (2) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。
- (3) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せず、指定を取り消すことがあります。

17 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定しております。

令和4年 8月10日（水）～10月 7日（金）	募集要項の配付
8月10日（水）～ 9月12日（月）	質問の受付
8月29日（月）	現地説明会参加申込締切
9月 2日（金）	現地説明会
9月26日（月）まで	質問事項への回答
9月 1日（木）～10月 7日（金）	申請の受付
10月下旬	選定委員会の開催
11月	指定管理者の候補団体の決定
12月（12月議会）	指定管理者の指定の議決
令和5年 3月まで	協定の締結、事務の引継
	中期経営目標の策定、公表
4月1日	指定管理者による管理の開始

※ 指定管理者の候補者は、令和5年4月1日から円滑に管理を行うため、管理の開始前においても、自己の責任と負担で、体制を整える必要があります。また、事務引継のために、県との連絡調整の責任者を配置するものとします。

18 その他

(1) 使用言語及び通貨

申請書類及びその他の指定の手続きに際して使用する言語は日本語、通貨単位は円を使用することとします。

(2) 課税に関する留意事項

指定管理者は、納税義務を負う場合があるため、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認すること

19 様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- (3) 収支予算書（別紙様式3）
- (4) 役員等名簿（別紙様式4）
- (5) 団体概要書（別紙様式5）
- (6) グループ構成員表（別紙様式6）
- (7) 質問書（別紙様式7）
- (8) 現地説明会参加申込書（別紙様式8）

お問い合わせ先

石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課
企画管理グループ

電話 076-225-1391

FAX 076-225-1388

e-mail i-sports@pref.ishikawa.lg.jp